

# 地域スポーツクラブ活動体制整備事業 (地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業) 地方自治体向け Q&A

## 目次

### 【事業の趣旨・目的等について】

- 問 1 - 1 本事業の趣旨・目的は何か。
- 問 1 - 2 令和 5 年度事業との違いは何か。

### 【事業の実施内容について】

#### (予算規模・事業形態)

- 問 2 - 1 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証で地域移行に取り組む中学校数、部活動数、地域スポーツクラブ活動数等に上限はあるか。
- 問 2 - 2 本事業において取り組む地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められるか。
- 問 2 - 3 問 2 - 2 の（答）において、「原則として」とされているが、どのような場合に例外が認められるのか。
- 問 2 - 4 本事業において取り組む地域スポーツクラブ活動に必要な経費について、国費以外の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付等の割合は、どの程度なら許容されるか。
- 問 2 - 5 国からの委託費に加えて、独自に都道府県費、市区町村費等を確保し、その予算も活用して本事業を実施することは可能か。

#### (事業対象)

- 問 3 - 1 令和 4 年度補正予算「地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業）」の事業内容について、本事業において、経費の計上は可能か。
- 問 3 - 2 地域スポーツクラブ活動の実施は、必須条件となるのか。
- 問 3 - 3 休日に加え、平日の部活動を地域移行する場合、本事業の対象となるのか。
- 問 3 - 4 地域移行を見据えた学校部活動の地域連携（合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置等）の取組に係るコーディネーター配置経費等は、本事業の対象となるか。

#### (対象経費)

- 問 4 - 1 事業の対象となる費目は何か。
- 問 4 - 2 人件費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 3 諸謝金の対象範囲は何か。
- 問 4 - 4 旅費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 5 交通費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 6 借料及び損料の対象範囲は何か。

- 問 4 - 7 消耗品費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 8 会議費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 9 印刷製本費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 10 通信運搬費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 11 雑役務費の対象範囲は何か。
- 問 4 - 12 保険料の対象範囲は何か。
- 問 4 - 13 休日の地域スポーツクラブ活動を実施する際に、新たに生じる経費（例えば、生徒の保険料、会場使用料など）について、本事業の対象経費になるのか。

（取組内容）

- 問 5 - 1 本事業を実施する際に、再委託することは可能なのか。
- 問 5 - 2 本事業を実施する際に、再々委託することは可能なのか。
- 問 5 - 3 本事業を実施する際に、再々々委託することは可能なのか。
- 問 5 - 4 実証事業は全ての都道府県・指定都市で必ず実施しなければいけないのか。
- 問 5 - 5 仕様書の別紙 1 に記載の「実証事業の実施内容の詳細」の必須項目について、各市区町村も必ず取り組む必要があるのか。
- 問 5 - 6 仕様書の別紙 1 に記載の「実証事業の実施内容の詳細」の必須項目について、記載されている取組内容の全てに取り組まないといけないのか。

（実証事業で地域移行に取り組む中学校の選定）

- 問 6 - 1 本事業で運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む中学校において、文化庁の部活動の地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る事業を実施してもよいのか。

（総括コーディネーター、コーディネーターの配置）

- 問 7 - 1 総括コーディネーター、コーディネーターの役割は何か。
- 問 7 - 2 総括コーディネーター、コーディネーターは必ず設置しないといけないのか。

（運営団体）

- 問 8 - 1 地域スポーツクラブ活動の運営団体として選定する際に条件はあるか。

（指導者）

- 問 9 - 1 地域スポーツクラブ活動の指導者について、採用の条件はあるのか。
- 問 9 - 2 地域スポーツクラブ活動の指導者として、部活動顧問等の教師を活用してもよいか。
- 問 9 - 3 地域スポーツクラブ活動の指導者として、部活動指導員を活用してもよいか。

（困窮世帯への支援に関する取組）

- 問 10 - 1 本事業において「困窮世帯」に該当する条件は何か。（所得や公的給付の受給有無等）
- 問 10 - 2 困窮世帯の生徒に対して、地域スポーツクラブ活動に参加するための会費等や用具を直接給付・支給することは可能か。

(協議会)

問 11-1 協議会等を設置しないと本事業に申請することができないのか。

(その他)

問 12-1 本事業において、高等学校における運動部活動の地域スポーツクラブ活動移行を実施してもよいか。

## 【事業の趣旨・目的等について】

問 1 — 1 本事業の趣旨・目的は何か。

(答)

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和 4 年 1 2 月スポーツ庁・文化庁）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることとしています。

本事業では、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けて、子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化と体験格差の解消を図ることを目的としています。

また、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）に係る実施方針」（令和 6 年 ● 月 ● 日）（以下「実施方針」という。）において示されているとおり、本事業では、①他の地域においても参考となるような地域スポーツクラブ活動のモデルを構築・検証するとともに、②各地域の実情に応じた地域スポーツクラブ活動の全国的な取組を推進するという 2 つの役割を果たしていくことが求められており、特に、本事業 2 年目以降となる地域スポーツクラブ活動では、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築して検証すること、また、重点地域における政策課題への対応では、他の地域でも参考となるような課題の解決方策を見いだすことが期待されています。

問 1 — 2 令和 5 年度事業との違いは何か。

(答)

令和 6 年度においては、令和 5 年度に実施した運動部活動の地域移行に向けた実証事業（令和 6 年度から「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」に名称を変更。）に加え、新たに、地域スポーツ環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応（以下「重点地域における政策課題への対応」という。）を推進するとともに、課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進方策の検討等を行うこととしています。

## 【事業の実施内容について】

### (予算規模・事業形態)

問 2 - 1 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証で地域移行に取り組む中学校数、部活動数、地域スポーツクラブ活動数等に上限はあるか。

(答)

予算の範囲内において、地域移行に取り組む中学校数や部活動数、地域スポーツクラブ活動数が増加することは差し支えなく、上限は設けておりません。

ただし、予算は、実施方針において示されている「各都道府県から市区町村への事業費の配分方法」又は「各指定都市における事業費の配分方法」に従って、各都道府県・指定都市の実情に加えて、実証事業の趣旨、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点を踏まえつつ、予算を効果的・効率的に使用する観点から配分することとしています。

問 2 - 2 本事業において取り組む地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められるか。

(答)

地域スポーツクラブ活動の実施・運営に当たっては、活動に必要な経費と財源を明らかにした上で、受益者負担を求めたり、行政や関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄付を募るなどして、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みの構築に向けて取り組んでください。このため、原則として、地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められません。

特に、本事業において 2 年目となる地域スポーツクラブ活動については、原則として、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などの組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、収支構造の検証に資するものにしてください。

なお、地域スポーツクラブ活動に係る経費以外（例えば、総括コーディネーターの配置や協議会の設置・運営等の経費）は、全額を国費で賄うことも認められます。

問 2 - 3 問 2 - 2 の（答）において、「原則として」とされているが、どのような場合に例外が認められるのか。

(答)

上記の例外を認める場合には、市区町村の実施する地域スポーツクラブ活動については委託を行う都道府県が、指定都市の実施する地域スポーツクラブ活動については指定都市自身が、持続的に活動することを前提とした仕組みの構築に向けて検討した状況が分かる資料（例えば、協議会での検討状況、保護者へのアンケート、当該市区町村の学校部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に関する推進計画等）や関係者へのヒアリング等により、実施方針や仕様書等の内容に合致したものを慎重に判断してください。

また、必要に応じて、受益者負担や行政・関係団体の自主財源、寄附などの割合を増やす事業計画変更を行った上で事業の実施を求めてください。

なお、都道府県、指定都市によって適切に判断されているかを確認するため、必要に応じて、スポーツ庁及び本事業の事務局業務等の受託者から都道府県、指定都市に対して、判断の根拠となる資料の提出やヒアリングの実施等を行う可能性があります。

問 2 - 4 本事業において取り組む地域スポーツクラブ活動に必要な経費について、国費以外の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄附等の割合は、どの程度なら許容されるか。

(答)

本事業において、特に、2年目となる地域スポーツクラブ活動については、地域スポーツクラブ活動の維持・運営に必要な経費や財源などの収支構造の検証を行い、その結果をエビデンスとして収集・整理する予定です。

具体的には、各市区町村の協議会等において、地域スポーツクラブ活動を持続的に運営していく観点から検討した結果等を踏まえて設定した受益者負担、公的資金、企業等からの寄附の割合に基づき、事業計画を作成して、実際に、地域スポーツクラブ活動を実施することにより、地域スポーツクラブ活動の維持・運営に必要な費用や財源の割合（受益者負担、公的資金、寄附等の割合）、それらを前提とした、経済的困窮世帯への参加費用負担支援等について検証することとしています。

そして、地域スポーツクラブ活動の維持・運営に必要な経費や財源の割合は、各地域の状況（例えば、人口規模・密度、中山間地域・離島などの地理的条件、中学校数、中学校の規模、生徒数、運営団体・実施主体等）によって異なると考えられ、こうした状況を踏まえた地域スポーツクラブ活動の維持・運営に必要な経費や財源の割合を検証することを事業の目的の1つとしていることから、財源の割合を一律に示すことは考えていません。

問 2 - 5 国からの委託費に加えて、独自に都道府県費、市区町村費等を確保し、その予算も活用して本事業を実施することは可能か。

(答)

可能です。

(事業対象)

問3-1 令和4年度補正予算「地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業）」の事業内容について、本事業において、経費の計上は可能か。

(答)

本事業の趣旨等に合致するもので、かつ、国からの委託事業において支出可能な費目であれば、令和4年度補正予算「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」の事業内容についても、予算の範囲内において、計上することが可能です。

問3-2 地域スポーツクラブ活動の実施は、必須条件となるのか。

(答)

市区町村における総括コーディネーターやコーディネーターの配置による準備・調整段階に留まる取組など、令和6年度に地域スポーツクラブ活動の実施予定が全くない事業内容については、実証事業の趣旨等を踏まえ、認めないこととしています。

問3-3 休日に加え、平日の部活動を地域移行する場合、本事業の対象となるのか。

(答)

平日の部活動のみを地域移行する場合には、本委託事業の対象とはなりません。

予算の範囲内において、休日の部活動を地域移行することに加えて、平日の部活動を地域移行する場合には、本事業の対象となります。

ただし、各市区町村への予算は、実施方針において示されている「各都道府県から市区町村への事業費の配分方法」に従って、各都道府県の実情に加えて、実証事業の趣旨、「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証」において取り組むべき観点を踏まえつつ、予算を効果的・効率的に使用する観点から配分することとしています。

なお、各市区町村への予算とは別に、改革推進期間後を見据えた取組を推進する観点から、休日だけではなく平日も含めた地域スポーツクラブ活動への移行に向けた取組等を実施し、課題の抽出や課題解決策の検討等を行うため、こうした取組を各都道府県から一部の市区町村に委託して実施するための予算を都道府県事業費の内数として配分することとしています。

問3-4 地域移行を見据えた学校部活動の地域連携（合同部活動の導入や部活動指導員の適切な配置等）の取組に係るコーディネーター配置経費等は、本事業の対象となるか。

(答)

ガイドラインや実施方針等を踏まえ、地域スポーツクラブ活動への移行が段階的に進むと考えられる以下の学校部活動の地域連携の取組に係るコーディネーター配置経費等については、予算の範囲内において、

本事業の対象となります。なお、「部活動指導員の配置支援事業」の対象となる経費については、本事業の対象外経費となります。

- 当該市区町村の学校部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に関する推進計画等において、学校部活動の地域連携から地域スポーツクラブ活動への移行計画が具体的（移行までの年限や各年度の取組内容等）に示されており、取組内容等が実証事業の事業趣旨に合致する場合。

＜対象となる取組例＞

- ・ 中学校3年生の部活動の引退時期を踏まえて、9月から地域スポーツクラブ活動に移行する取組。
- ・ 将来的な地域クラブ活動への移行を視野に入れて、週末の合同部活動のうち一部を地域スポーツクラブ活動として実施し、段階的に実施回数を増やしていく取組（例えば、令和6年度は月1回、令和7年度は月2回、令和8年度は月3回）。
- ・ 運営団体・実施主体の整備、会費徴収や指導者謝金支払等の仕組みづくりのため、学校部活動にない競技種目を地域スポーツクラブ活動として先行して実施する取組。

（対象経費）

問4-1 事業の対象となる費目は何か。

（答）

事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、交通費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額<sup>※</sup>）、一般管理費<sup>※</sup>（10%を上限とする。）、再委託費を委託費として支出します。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限ります。また、個人に対して直接給付又は支給を行う内容に係る経費は対象外とします。

※ 地方公共団体は計上できない。

問4-2 人件費の対象範囲は何か。

（答）

広域的な活動を行う総括コーディネーター、コーディネーター等の人件費を想定しています。

問4-3 諸謝金の対象範囲は何か。

（答）

実技指導等を行う指導者等の謝金を想定しています。



問 4 - 4 旅費の対象範囲は何か。

(答)

広域的な活動を行う総括コーディネーター、コーディネーター等の旅費を想定しています。

問 4 - 5 交通費の対象範囲は何か。

(答)

実技指導等を行う指導者等の交通費を想定しています。

問 4 - 6 借料及び損料の対象範囲は何か。

(答)

地域スポーツクラブ活動を実施する際の会場等の借料及び損料を想定しています。

問 4 - 7 消耗品費の対象範囲は何か。

(答)

例えば、バドミントン用シャトルや野球のボールなど、地域スポーツクラブ活動を実施する際に必要な消耗品を想定しています。

問 4 - 8 会議費の対象範囲は何か。

(答)

例えば、体育・スポーツ協会、競技団体等の関係団体や地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の間で行う連絡会議等において提供するお茶等、地域スポーツクラブ活動を実施する際に必要な会議費を想定しています。

なお、会議における食事の提供については、以下の会議等を対象とし、単価は、2,500 円（消費税抜き）を限度とします。

- ①朝食：午前 8 時 30 分以前から開催されるもの
- ②昼食：午前から午後に及び、かつ 3 時間以上開催されるもの
- ③夕食：午後 8 時以降に及び、かつ 3 時間以上開催されるもの

また、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子等は対象外とします。

問 4 - 9 印刷製本費の対象範囲は何か。

(答)

地域スポーツクラブ活動を実施する際の広報パンフレット作成等、地域スポーツクラブ活動を実施する際に必要な印刷製本費や本事業の実績報告書の印刷を行う際の印刷製本費を想定しています。

問 4 - 10 通信運搬費の対象範囲は何か。

(答)

地域スポーツクラブ活動を実施する際の広報パンフレットの郵送等、地域スポーツクラブ活動を実施する際に必要な通信運搬費を想定しています。

問 4 - 11 雑役務費の対象範囲は何か。

(答)

指導者の諸謝金を支払う際の支払手数料等、地域スポーツクラブ活動を実施する際に必要な雑役務費を想定しています。

問 4 - 12 保険料の対象範囲は何か。

(答)

指導者や地域スポーツクラブ活動に参加する生徒の保険料を想定しています。

問 4 - 13 休日の地域スポーツクラブ活動を実施する際に、新たに生じる経費（例えば、生徒の保険料、会場使用料など）について、本事業の対象経費になるのか。

(答)

対象となりますが、次年度以降も地域において持続的に活動することを前提とした仕組みを構築する必要があるため、地域スポーツクラブ活動に必要な経費の全てを国費で賄うことは認められません。

(取組内容)

問 5 - 1 本事業を実施する際に、再委託することは可能なのか。

(答)

本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を都道府県・指定都市等の第三者に再委託することができます。

ただし、本事業の委託先となる事業者は、責任を持って再委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるよう、都道府県・指定都市等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問5-2 本事業を実施する際に、再々委託することは可能なのか。

(答)

再委託先が地方公共団体（都道府県・指定都市）の場合に限り、本事業のうち、再々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託を受けた事業の一部を市区町村等の第三者に委託（再々委託）することができます。

ただし、本事業の再委託先となる地方公共団体（都道府県・指定都市）は、責任を持って再々委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるように、市区町村等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問5-3 本事業を実施する際に、再々々委託することは可能なのか。

(答)

再々委託先が地方公共団体（市区町村）の場合に限り、本委託事業のうち、再々々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再々委託を受けた事業の一部を地域スポーツクラブ等の第三者に委託（再々々委託）することができます。

ただし、本委託事業の再々委託先となる地方公共団体（市区町村）は、責任を持って再々々委託先の取組状況を把握するとともに、円滑に事業が実施されるように、地域スポーツクラブ等に対して指導・助言、支援するなど主体的に関与することが必要です。

問5-4 実証事業は全ての都道府県・指定都市で必ず実施しなければいけないのか。

(答)

全国各地の地域の実情を踏まえた多様な取組事例を創出する観点から、地域に偏りが生じないようにするため、原則として全都道府県・指定都市において、実証事業を実施していただきたいと考えています。

問5-5 仕様書の別紙1に記載の「実証事業の実施内容の詳細」の必須項目について、各市区町村も必ず取り組む必要があるのか。

(答)

都道府県においては、域内で必須項目全てを実証いただくようお願いします。各市区町村においては、地域の多様な事例を収集する観点から、可能な範囲で、実施していただきたいと考えています。

問 5 - 6 仕様書の別紙 1 に記載の「実証事業の実施内容の詳細」の必須項目について、記載されている取組内容の全てに取り組まないといけないのか。

(答)

全てに取り組む必要はありません。地域の実情や記載されている取組内容等を踏まえて実施していただければと考えています。

(実証事業で地域移行に取り組む中学校の選定)

問 6 - 1 本事業で運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む中学校において、文化庁の部活動の地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る事業を実施してもよいのか。

(答)

本事業で運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に取り組む中学校において、文化庁の部活動の地域文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る委託事業を実施することは差し支えありません。なお、文化庁の事業に対して、本事業の経費は支出できません。

(総括コーディネーター、コーディネーターの配置)

問 7 - 1 総括コーディネーター、コーディネーターの役割は何か。

(答)

総括コーディネーターの役割は、関係団体・市区町村等との調整など、広域的な活動を行うことなどが考えられます。また、コーディネーターの役割は、運営団体・実施主体と中学校の連絡調整等を行うことなどが考えられます。

問 7 - 2 総括コーディネーター、コーディネーターは必ず設置しないといけないのか。

(答)

市区町村ごとに、総括コーディネーター、コーディネーターを必ずしも設置する必要はありません。

(運営団体)

問 8 - 1 地域スポーツクラブ活動の運営団体として選定する際に条件はあるか。

(答)

運営団体について条件は付しません。都道府県や市区町村（複数の市区町村の連携を含む）が運営団体になることや、市区町村が中心となって社団法人や NPO 法人等を設立して運営団体とすることのほか、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものが想定されます。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定されます。

(指導者)

問 9 - 1 地域スポーツクラブ活動の指導者について、採用の条件はあるのか。

(答)

指導者について条件は付しませんが、ガイドラインにおいて示している適切な指導を実施できる人材が望ましいと考えています。

問 9 - 2 地域スポーツクラブ活動の指導者として、部活動顧問等の教師を活用してもよいか。

(答)

休日の地域スポーツクラブ活動において、指導等を希望する教師に御協力いただくことは問題ありません。その際は、学校教育から切り離れた上での地域スポーツクラブ活動であることを踏まえ、教師の立場ではなく、兼職兼業の許可を得た上で、指導等に携わっていただくことになります。

ただし、兼職兼業の運用にあたっては、教師が希望しないにもかかわらず、休日の指導等に従事させることは決してあってはなりません。

兼職兼業の考え方や留意点等については、「「学校の働き方改革を踏まえて部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和 3 年 2 月 1 7 日）」や「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」を確認してください。

URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinji/mext\\_02032.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html)

問 9 - 3 地域スポーツクラブ活動の指導者として、既に任用している部活動指導員を活用してもよいか。

(答)

部活動指導員として平日の部活動指導を担っている方について、休日の地域スポーツクラブ活動における指導にも御協力いただくことは問題ありません。その際には、学校教育から切り離れたうえでの地域スポーツクラブ活動であることを踏まえ、地域の指導者として参画いただくことが適切であると考えます。

一方で、本事業の趣旨を踏まえると、既に任用されている部活動指導員等の人材を活用するだけでなく、新たに、教師に代わり休日の活動の指導を担う地域人材（指導者）の確保にも取り組んでいただきたいと考えます。

(困窮世帯への支援に関する取組)

問 10 - 1 本事業において「困窮世帯」に該当する条件は何か。（所得や公的給付の受給有無等）

(答)

条件は、定めていませんが、予算積算上は、要保護及び準要保護世帯相当としています。本事業を通して、適切な条件等について検討していきたいと考えています。

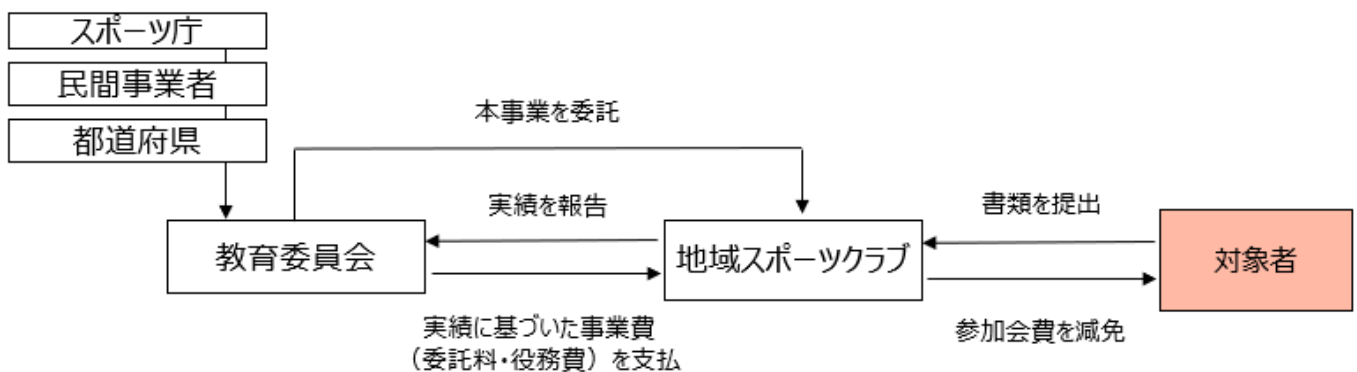
問 10 - 2 困窮世帯の生徒に対して、地域スポーツクラブ活動に参加するための会費等や用具を直接給付・支給することは可能か。

(答)

直接給付・支給することはできません。会費等については、例えば、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が該当する生徒に対して会費等の一部又は全部を減免し、減免額に相当する金額を地方自治体から地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体に対して支出することが考えられます。

この場合には、地方自治体と地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体との間で、実態に即して、委託契約又は役務契約等の契約を締結して支出してください。

<例>



(協議会)

問 11－1 協議会等は、必ず設置する必要があるか。

(答)

本事業を効果的なものとするため、協議会等は必ず設置してください。なお、協議会等の設置・運営等に係る経費は、本事業の対象となります。

(その他)

問 12－1 本事業において、高等学校における運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行を実施してもよいのか。

(答)

本事業は中学校における取組を対象としているため、高等学校における取組については、原則として、本事業の対象外となります。